

(別添)

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関する調査

1 調査概要

各消防本部における緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当の支給に関して調査を行い、720 本部（緊急消防援助隊登録をしていない 2 本部を除いた 718 本部）の回答を集計した。

2 調査時点

令和 7 年 1 月 1 日

3 調査結果

国家公務員の災害応急作業等手当の額との 均衡に係る対応状況 ※1	本部数	割合 ※2
既に均衡が図られている	145	20.2%
今後均衡が図られる予定	368	51.3%
現時点では未定又は検討していない	205	28.6%
合計	718	

※1 「均衡が図られている」とは、大規模災害の被災地であり、危険区域において活動する場合に国家公務員に対し支給される災害応急作業等手当 2,160 円を基準とし、それを下回らない支給水準としていることをいう。

※2 小数点第二位を四捨五入のため合計が 100% とならない。